詐欺についての雑感（弁護□ 月岡□朗）

弁護士月岡□朗

連日、テレビや新聞で何千万円も騙し取られたというニュースを見聞きしますが、私も毎年、多くの詐欺被害の相談をお聞きしております。

相談の詐欺の内容は、未公開株、社債、ＦＸ自動売買ソフト、ファンド、ＣＯ２排出権、インターネットサイトを利用した詐欺、架空請求など無数にあります。

未公開株等を高値で買い取らせてほしいと電話してくる第三者が現れるもの、詐欺の被害を回復するための費用としてさらに金銭を騙し取るもの、必ず年間〇%の配当がある、絶対損はしないと説明するもの等は典型的な詐欺の手口です。お心あたりはないでしょうか。

詐欺被害に対して最も大切なのは、都合の良い話を疑うことです。疑ってお金を払わなければ被害はありません。
とはいえ、詐欺業者はパンフレットを用いた言葉巧みな説明で信じてしまう場合もあります。

そこで、次に大切なのは、お金を支払った後でも、怪しいと思ったらすぐに弁護士に相談することです。

詐欺被害の事案では、詐欺業者に逃げられる前に対処するのが重要です。
詐欺業者は、多くの人から騙し取った後に行方をくらませることが少なくありません。
詐欺業者の言うとおりに配当がされているとしても、その配当は逃げる時間を稼ぐ手段の場合があります。

都合の良い話や怪しいと感じたら、いつでもご相談下さい。
初回相談料は無料ですし、ご相談していただくことで詐欺被害を防止できたらと思います。